

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
「(仮称) 新岩屋・新尻労風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成27年2月27日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 新岩屋・新尻労風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県下北郡東通村
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大72,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年12月 5日
環境大臣意見受理	平成27年 2月19日
経済産業大臣意見	平成27年 2月27日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
「(仮称)新岩屋・新尻労風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 包括的事項

- (1) 既存の風力発電設備等の設置の際に行った自主的な環境影響評価の結果及び現在の環境影響の状況等を踏まえて、既存の風力発電設備等による環境影響を検証した上で、環境保全上の課題を整理し、重要な課題を解消できる事業計画を作成すること。
- (2) 事業計画の作成、風力発電設備等の設計及び環境保全措置の検討を行うに当たっては、既存の風力発電設備等による環境影響の程度と比較して、環境影響を低減させる、現況を維持する又は環境影響の増加が最小限となるよう行うこと。
- (3) 風力発電設備の機種選定、風力発電設備等の配置計画の作成並びにヤード及び道路の設計を行うに当たっては、既存の風力発電設備等の撤去跡地を利用すること等により、新たな土地の改変や森林の伐採が最小限となるよう行うこと。
- (4) 風車の影、重要な動植物及びその生息地・生育地並びに生態系への影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の基数削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。
- (5) リプレース後の風力発電設備等による環境影響を十分に把握できるよう、適切なモニタリング計画を作成すること。

2. 個別事項

(1) 風車の影による影響について

今回のリプレースにより、周辺集落に新たな風車の影がかかり、生活環境に影響を及ぼす可能性がある。このため、風力発電設備の機種選定及び配置計画の作成を行うに当たっては、生活環境への影響を回避又は十分に低減するよう行うこと。

(2) 動物への影響について

ユーラス岩屋ウインドファーム、ユーラス尻労ウインドファーム及び隣接するユーラスヒッツ北野沢クリフ風力発電所（以下「既存の3発電所」という。）

では、オジロワシその他の鳥類がブレードに衝突した可能性がある死骸が確認されている。リプレイス後の風力発電設備は、既存の風力発電設備よりブレード半径が大きくなる可能性があり、鳥類の衝突事故が発生する可能性が増加する懸念がある。既存文献では、事業実施想定区域及びその周辺において、イヌワシ、クマタカ、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、ノスリ等の猛きん類が確認されており、本事業を行うに当たっては、重要な猛きん類が風力発電設備に衝突する事故への対策を講ずる等これら鳥類への影響の回避・低減は重要である。このため、次の措置を講ずること。

- ① 風力発電設備の配置計画の作成及び環境保全措置の検討を行うに当たっては、既存の3発電所での死骸確認事例を基に鳥類の衝突事故の原因等の検証を行った上で、風力発電設備への鳥類の衝突事故による重大な影響を回避するよう行うこと。
- ② オジロワシ、オオワシ等の冬季の生息状況については、既存文献では詳しい情報が得られていないため、十分な情報収集が必要である。このため、オジロワシ、オオワシ等の冬季の生息状況の把握については、専門家等の助言を聴取した上で、生息有無や飛翔状況等の調査の適切な方法及び内容を検討すること。
- ③ 調査、予測及び評価を行うに当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局）の考え方も踏まえて行うこと。

（3）生態系への影響について

- ① 風力発電設備等の配置計画の作成並びにヤード及び道路の設計を行うに当たっては、専門家等の助言を聴取した上で、自然植生等保全の重要性が高い区域、希少な動植物の生息地及び生育地並びに石灰岩地に出現する重要な植物の生育地を回避する又はこれらへの影響が最小限となるよう行うこと。
- ② ヤードの造成並びに道路の新設及び拡幅により新たな土地の改変や森林の伐採が生じる場合には、既存の風力発電設備等の設置により生じた土地の改変及び森林の伐採も考慮し、専門家等の助言を聴取した上で、動物、植物及び生態系への累積的な影響についても予測及び評価を行うこと。
- ③ 新たな風力発電設備等の設置及び既存の風力発電設備等の撤去に伴って生じるヤード跡地及び道路跡地では、専門家等の助言を聴取した上で、自然環境の修復を図ること。

（4）工事の実施について

既存の風力発電設備等の撤去工事及び新たな風力発電設備等の設置工事の実施に当たっては、工事の方法及びその組み合わせを検討し、工事による環境影響を回避又は十分に低減するよう行うこと。